

完了検査の際の省エネ基準検査に係る手続き 及び提出書類等について

省エネ基準への適合性について完了検査の対象となる場合は、**建築物省エネ法上の軽微な変更に係る手続き**及び通常の完了検査に必要な図書と併せて**省エネに関する書類の提出**が必要となります。

軽微な変更があった場合の手続きや省エネに関する提出書類は、評価方法や変更内容等により異なりますので注意が必要です。

それぞれの場合に必要な手続き及び提出書類等について以下により確認のうえ、適切な手続き等を行っていただきますようお願いします。

● 省エネ上の軽微な変更に該当する場合の手続き

【住宅】省エネ軽微変更の手続き			
評価方法	軽微変更のルート判断	ルートA、Bに該当する場合	ルートCに該当する場合
仕様基準	不要 (仕様基準への適合を確認)		
省エネ適判 (標準計算)	必要	完了時、「省エネ軽微な変更説明書」 を提出	軽微変更該当証明書を取得 (省エネ適判の軽微変更申請)
性能評価 (標準計算)	必要	完了時、「省エネ軽微な変更説明書」 を提出	変更設計性能評価を取得
長期使用構造 (標準計算)	必要	完了時、「省エネ軽微な変更説明書」 を提出	変更長期使用構造を取得
低炭素 (標準計算)	必要	完了時、「省エネ軽微な変更説明書」 を提出	変更低炭素を取得
性能向上 (標準計算)	必要	完了時、「省エネ軽微な変更説明書」 を提出	変更性能向上を取得

【非住宅】省エネ軽微変更の手続き			
評価方法	軽微変更のルート判断	ルートA、Bに該当する場合	ルートCに該当する場合
省エネ適判	必要 (原則再計算を行い、どのルートになるかを確認する)	完了時、「省エネ軽微な変更説明書」 を提出	軽微変更該当証明書を取得 (省エネ適判の軽微変更申請)

【住宅】軽微変更の各ルートの判断方法

ルートA	- 次のイからニのいずれかの変更(性能向上又は性能に影響しない変更) - イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更(外皮面積が変わらない場合に限る)又は開口部面積が増加しない変更 - ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 - ハ 空調調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む) - ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
ルートB	- 当初のBEIが0.9以下であって、イ又はロの変更(イ、ロ併用はNG)(一定の範囲内の性能低下) - イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減 - ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の(イ)から(ニ)のいずれか(同時に2以上の変更を行う場合を除く)に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 (イ)開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 (ロ)変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (ハ)変更する外皮面積が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 (ニ)基礎断熱の基礎形状等の変更
ルートC	A,Bに該当しない変更(再計算を行う必要がある)

※ルートBについては当社HPの「省エネ軽微な変更説明書(住宅・標準計算)」に入力することで簡易に判断ができます

※【非住宅】のルート判断については上記と異なる判断基準となります

● 完了検査申請の際に提出が必要な書類

【住宅】完了検査時の提出資料	
評価基準	提出資料
仕様基準	・省エネ基準工事監理報告書（仕様基準） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）
省エネ適判 （標準計算）	・省エネ基準工事監理報告書（標準計算） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算） ルートCの場合は「軽微変更該当証明書の写し」も必要
性能評価 （標準計算）	・省エネ基準工事監理報告書（標準計算） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算） ルートCの場合は「変更設計性能評価の写し」も必要
長期使用構造 （標準計算）	・省エネ基準工事監理報告書（標準計算） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算） ルートCの場合は「変更長期使用構造の写し」も必要
低炭素 （標準計算）	・省エネ基準工事監理報告書（標準計算） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算） ルートCの場合は「変更低炭素の写し」も必要
性能向上 （標準計算）	・省エネ基準工事監理報告書（標準計算） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算） ルートCの場合は「変更性能向上の写し」も必要

【非住宅】完了検査時の提出資料	
評価基準	提出資料
省エネ適判	・省エネ基準工事監理報告書（設計時の計算方法応じた様式） ・建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅） ルートCの場合は「軽微変更該当証明書の写し」も必要

※「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」の提出は省エネに係る変更があった場合に限りです

また、当センター以外の機関で【省エネ適判】【性能評価】【長期使用構造】【低炭素】【性能向上】を取得して省エネ基準への適合を示している場合は、**完了検査の申請時に省エネ基準関係の設計図書等の写し（副本の写し）**を提出いただく必要があります。

なお、【省エネ適判】による場合で、軽微な変更該当しない「評価方法（計算方法）の変更」や「用途の変更」を行う場合は、当該工事に着手する前に改めて省エネ適判を受ける（再適判）必要がありますのでご注意ください。

令和7年度改正法の施行に向けた
建築基準法・建築物省エネ法の関連情報

※ 令和7年(2025年)4月から建築確認の手続き等が変わります



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>

《お問い合わせ》

建築確認検査課 TEL 022-262-0401
 性能評価課 TEL 022-265-3605
 事業管理課 TEL 022-262-1541
 県北事務所 TEL 0229-29-9177